

4 指定介護老人福祉施設は、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

(衛生管理等)

第三十三条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し周知徹底を図ること。

二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第三十四条 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第三十五条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十六条 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者その他のものに対し入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得ておかななければならない。

(広告)

第三十七条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第三十八条 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）が要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、当該居宅介護支援事業者等に対し金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、当該居宅介護支援事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第三十九条 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、市町村からの求めがあつた場合は、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六條第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第四十条 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流を図らなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第四十一条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。

三 定期的に、事故発生防止のための委員会を開催し、及び従業者に対する研修を実施すること。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該入所者の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について記録しなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、第二項に規定する場合であつて、当該入所者の損害を賠償すべきときには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

(会計の区分)

第四十二条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第四十三条 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間(第五号及び第六号に掲げる記録にあつては、二年間)保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 第十三条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第十六条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の当該入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第二十五条の規定による市町村への通知に係る記録

五 第三十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 第四十一条第三項の規定による事故の状況及びその際に採った処置についての記録

3 指定介護老人福祉施設は、第一項の諸記録のうち施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第四十四条 第三条及び前二章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設(施設

の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第四十五条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居室における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 設備に関する基準

第四十六条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット 次のとおりとすること。

イ 居室 次のとおりとすること。

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) 一の居室の床面積は、十・六五平方メートル以上（①ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上）とすること。この場合において、ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室 次のとおりとすること。

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員の数を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備 次のとおりとすること。

(1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 要介護者が使用するために適したものとすること。

二 便所 次のとおりとすること。

(1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適當敷設すること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するために適したものとすること。

二 浴室 要介護者が入浴するために適したものとすること。

三 医務室 次のとおりとすること。

イ 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

ロ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

四 廊下 幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすることができる。

五 その他の設備 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第二号から第五号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の使用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第三節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第四十七条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 居住に要する費用

三 当該入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 当該入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、当該入居者に負担させるこ

とが適当と認められるもの

- 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明し、当該入居者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第四十八条 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、常にその者の心身の状況等を把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。
- 6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の当該入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第四十九条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を保持し、精神的に快適な生活

を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 9 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第五十条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう、必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第五十一条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければなら

らない。

(運営規程)

第五十二条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- 五 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 施設の利用に当たつての留意事項
- 七 非常災害対策
- 八 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第五十三条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たつては、入居者が安心して日常生活を営むことができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

- 一 昼間にあつては、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜にあつては、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 三 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者により指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第五十四条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第五十五条 第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条、第二十条、第三十二条から第二十八条まで及び第三十二条から第四十三条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」

とあるのは「第五十二条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十七条第二項中「この章（この条を除く。）」とあるのは「第五章第三節」と、第四十三条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第四十八条第七項」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

(規則への委任)

第五十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十二年四月一日において現に存する特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。以下同じ。）について第六条第一項第一号の規定を適用する場合においては、同号口中「十・六五平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。

第三条 平成十二年四月一日において現に存する特別養護老人ホームの建物については、第六条第一項第七号イ（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間、適用しない。

第四条 当分の間、第十四条第一項の規定の適用については、同項中「算定した費用の額」とあるのは、「算定した費用の額（介護保険法施行法第十三条第三項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定介護福祉施設サービスについて同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）」とする。

第五条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を指定介護老人福祉施設の用に供することをいう。）を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第六条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員の数を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確

保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第六条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を指定介護老人福祉施設の用に供することをいう。）を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第六条第一項第七号イの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに適合するものとする。

- 一 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員の数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。
- 二 食堂は、一平方メートルに入所定員の数を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

第七条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を指定介護老人福祉施設の用に供することをいう。）を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅の基準については、第六条第一項第八号及び第四十六条第一項第四号の規定にかかわらず、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

第八条 平成十五年四月一日以前に法第四十八条第一項第一号の規定による指定を受けている介護老人福祉施設であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百六号）第二条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設旧基準」という。）第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設であるものについては、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、指定介護老人福祉施設旧基準第六章の規定の例によることができる。

第九条 この条例の施行の際現に法第四十八条第一項第一号の規定による指定を受けている介護老人福祉施設（この条例の施行後に増築され、又は改築された部分を除く。）について第六条第一項第一号イの規定を適用する場合においては、同号イ中「一人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は二人とし、指定介護老人福祉施設の整備の状況その他地域の実情を勘案して知事が別に定める条件を満たす場合は四人以下とすることができる」とあるのは、「四人以下とすること」とする。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十七号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

目次

- 第一章 総則 (第一条―第三条)
- 第二章 人員に関する基準 (第四条)
- 第三章 施設及び設備に関する基準 (第五条・第六条)
- 第四章 運営に関する基準 (第七条―第四十二条)
- 第五章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準
 - 第一節 この章の趣旨及び基本方針 (第四十三条・第四十四条)
 - 第二節 施設及び設備に関する基準 (第四十五条)
 - 第三節 運営に関する基準 (第四十六条―第五十四条)
- 第六章 雑則 (第五十五条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第九十七条第一項から第三項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(基本方針)

第三条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすること及びその者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つて介護保健施設サービスを提供するように努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気をも有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二章 人員に関する基準

第四条 介護老人保健施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「省令」という。）で定める員数
 - 二 薬剤師 介護老人保健施設の実情に応じた適當数
 - 三 看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）又は介護職員 常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すことに一以上（看護職員の員数は看護職員及び介護職員の総数の七分の二程度を、介護職員の員数は看護職員及び介護職員の総数の七分の五程度をそれぞれ標準とする。）
 - 四 支援相談員 一以上（入所者の数が百を超える場合にあつては、常勤の支援相談員二に加え、常勤換算方法で、百を超える部分を百で除して得た数以上）
 - 五 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を百で除して得た数以上
 - 六 栄養士 入所定員が百人以上の場合にあつては、一以上
 - 七 介護支援専門員 一以上（入所者の数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。）
 - 八 調理員、事務員その他の従業者 介護老人保健施設の実情に応じた適當数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数とする。
- 3 第一項の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの延べ勤務時間数の総数を当該介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第一項第七号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合その他の規則で定める場合は、規則で定める職務に従事することができるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、人員に関する基準について必要な事項は、規則で定める。

第三章 施設及び設備に関する基準

（施設の基準）

第五条 介護老人保健施設は、療養室、診療室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、規則で定める場合は、当該施設のうち規則で定めるものを有しないことができる。

- 一 談話室
- 二 食堂

- 三 浴室
- 四 レクリエーションルーム
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 サービスステーション
- 八 調理室
- 九 洗濯室又は洗濯場
- 十 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

- 一 談話室 入所者同士又は入所者及びその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- 二 食堂 二平方メートルに入所定員の数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。
- 三 浴室 次のとおりとすること。
 - イ 身体の不自由な者が入浴するために適したものとすること。
 - ロ 一般の浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別の浴槽を設けること。
- 四 レクリエーションルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有するほか、必要な設備を備えること。
- 五 洗面所 療養室のある階ごとに設けること。
- 六 便所 次のとおりとすること。
 - イ 療養室のある階ごとに設けること。
 - ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するために適したものとすること。
 - ハ 常夜灯を設けること。

3 第一項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(設備の基準)

第六条 介護老人保健施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての介護老人保健施設の建物にあつては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。
 - イ 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - ロ 療養室等を二階又は地階に設けている場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - (1) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村に

あつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、第三十二条第一項の計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第三十二条第三項の必要な訓練については、同条第一項の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、当該直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

四 階段には、手すりを設けること。

五 廊下は、次のとおりとすること。

イ 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

ロ 手すりを設けること。

ハ 常夜灯を設けること。

六 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を設けること。

七 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第一号の規定にかかわらず、介護老人保健施設の建物が、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等により火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

第四章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第七条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、

入所申込者又はその家族に対し、第二十九条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明し、当該提供の開始について当該入所申込者の同意を得なければならない。

- 2 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の規則で定める方法により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(サービス提供拒否の禁止)

第八条 介護老人保健施設は、正当な理由なく介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第九条 介護老人保健施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、速やかに、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合は、被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十一条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていないときは、当該入所申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前までには行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第十二条 介護老人保健施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者に対し介護保健施設サービスを提供するものとする。

- 2 介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所定員の数から入所者の数を差し引いた数を超えている場合は、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設